

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所（南地区）計量管理規定

新旧対照表

令和4年1月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所

大洗研究所（南地区）計量管理規定 新旧対照表

該当箇所を____で示す。

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">平成 17 年 10 月 1 日 17（規程）第 30 号 （改正）平成 22 年 5 月 10 日 22 大（規則）第 21 号 （改正）平成 22 年 12 月 2 日 22 大（規則）第 31 号 （改正）平成 26 年 4 月 1 日 26 大（規則）第 5 号 （改正）平成 27 年 4 月 1 日 27 大（規則）第 2 号 （改正）平成 29 年 12 月 1 日 29 大（規則）第 20 号 （改正）平成 30 年 3 月 28 日 29 大（規則）第 87 号</p> <p style="text-align: center;">大洗研究所（南地区）計量管理規定</p> <p>目次（省略）</p> <p>第 1 編 ～ 第 3 編（省略）</p>	<p style="text-align: center;">平成 17 年 10 月 1 日 17（規程）第 30 号 （改正）平成 22 年 5 月 10 日 22 大（規則）第 21 号 （改正）平成 22 年 12 月 2 日 22 大（規則）第 31 号 （改正）平成 26 年 4 月 1 日 26 大（規則）第 5 号 （改正）平成 27 年 4 月 1 日 27 大（規則）第 2 号 （改正）平成 29 年 12 月 1 日 29 大（規則）第 20 号 （改正）平成 30 年 3 月 28 日 29 大（規則）第 87 号 <u>（改正）令和 年 月 日</u> <u>大（規則）第 号</u></p> <p style="text-align: center;">大洗研究所（南地区）計量管理規定</p> <p>目次（変更なし）</p> <p>第 1 編 ～ 第 3 編（変更なし）</p>	<p>改正による追加</p>

大洗研究所（南地区）計量管理規定 新旧対照表

該当箇所を____で示す。

変更前	変更後	変更理由
<p>附 則（平成 17 年 10 月 1 日 17（規程）第 30 号） この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 22 年 5 月 10 日 22 大（規則）第 21 号） この規定は、平成 22 年 5 月 10 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 22 年 12 月 2 日 22 大（規則）第 31 号） この規定は、平成 22 年 12 月 2 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 26 年 4 月 1 日 26 大（規則）第 5 号） この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 27 年 4 月 1 日 27 大（規則）第 2 号） この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 29 年 12 月 1 日 29 大（規則）第 20 号） この規定は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 30 年 3 月 28 日 29 大（規則）第 87 号） この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>別表第 2-1 ～別表第 3-9（省略）</p>	<p>附 則（平成 17 年 10 月 1 日 17（規程）第 30 号） この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 22 年 5 月 10 日 22 大（規則）第 21 号） この規定は、平成 22 年 5 月 10 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 22 年 12 月 2 日 22 大（規則）第 31 号） この規定は、平成 22 年 12 月 2 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 26 年 4 月 1 日 26 大（規則）第 5 号） この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 27 年 4 月 1 日 27 大（規則）第 2 号） この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 29 年 12 月 1 日 29 大（規則）第 20 号） この規定は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 30 年 3 月 28 日 29 大（規則）第 87 号） この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和 年 月 日 大（規則）第 号）</u> <u>この規定は、令和 年 月 日から施行する。</u></p> <p>別表第 2-1 ～別表第 3-9（変更なし）</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、所長が別に定める日から施行するものとする</p>

大洗研究所（南地区）計量管理規定 新旧対照表

該当箇所を____で示す。

変更前	変更後	変更理由
<p>別図 大洗研究所（南地区）計量管理組織図</p>	<p>別図 大洗研究所（南地区）計量管理組織図</p>	<p>組織改正に伴う 変更</p>